

# 千葉県教育委員会会議議事録

令和5年度第6回会議（定例会）

1 期 日 令和5年9月19日（火） 開会 午前10時30分  
閉会 午後0時1分

2 教育長及び出席委員  
教育長 富塚 昌子  
委員 井出 元  
貞廣 齋子  
花岡 伸和  
永沢 佳純

3 出席職員

教 育 次 長 井田 忠裕

企画管理部

企 画 管 理 部 長 富田 浩明  
学 校 危 機 管 理 監 荒金 誠司  
教 育 総 務 課 長 原 義明  
教 育 政 策 課 長 鈴木 真一  
財 務 課 長 北村 規彦

教育振興部

教 育 振 興 部 長 中西 健  
教 育 振 興 部 次 長 中臺 一仁  
学 習 指 導 課 長 石川 康浩  
特 別 支 援 教 育 課 長 杉村 哲  
教 職 員 課 長 吉本 明広  
教 育 振 興 部 副 参 事 和久 純  
保 健 体 育 課 長 志村 修一

企画管理部

財 務 課 予 算 班 副 主 査 新井 翔太  
同 副 主 査 吉田 太陽

教育振興部

学 習 指 導 課 主 幹 兼 高 等 学 校 指 導 室 長 小山 雄一郎  
同 指 導 主 事 金子 聖  
同 指 導 主 事 大 畠 祐 史  
同 主 幹 兼 義 務 教 育 指 導 室 長 田 中 宏 知  
同 指 導 主 事 深 澤 宏 彰  
特 別 支 援 教 育 課  
主 幹 兼 教 育 課 程 指 導 室 長 横 山 健 司  
同 指 導 主 事 小 西 孝 政  
教 職 員 課 主 幹 兼 管 理 室 長 山 中 敬 生  
同 主 席 管 理 主 事 佐 々 木 恵  
同 管 理 主 事 片 岡 大 輔

同	管理主事	鈴木	保博
同	主幹兼県立学校人事室長	鹿野	敏一
同	管理主事	稲田	敏志
同	主幹兼小中学校人事室長	金親	秀樹
保健体育課			
	主席指導主事兼学校体育班長	三好	啓太

事務局

企画管理部教育総務課			
主幹兼委員会室長		島原	一紀
同	副主幹	阿部	竜作
同	主査	杉本	浩二

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 貞廣 斎子 委員

6 令和5年度第5回千葉県教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第34号議案から第42号議案の議案9件、第7号報告の報告議案1件、報告1から報告5の報告5件である。第35号議案から第42号議案については、教育委員会会議規則、第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を井出委員にお願いする。

9 審議事項

**第34号議案 令和5年度末及び令和6年度公立学校職員人事異動方針について**

**【教育振興部副参事】**

人事異動の目的は、各学校が校内組織を活性化し、今日的な教育課題に積極的に取り組むとともに、県民に信頼される学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、本県教育の一層の振興を図ることにある。今年度の大きな変更点は、「地方公務員法の一部を改正する法律」が施行され、令和5年度から2年に1歳ずつ定年が引き上がることに伴い、加筆、文言等の整理を行った点である。

「第1 一般方針」では、異動方針の柱を示している。具体的には、1「適材適所の人事を推進し、職員構成の適正化に努めること。」など、6項目を明記し、この「一般方針」を受けて、「第2 実施要項」を定めている。

3の「管理職への登用等について」の（6）に「管理監督職勤務上限年齢制に該当する者のうち、管理職として豊富な経験や、優れた組織マネジメント力等を有する適任者を、管理職に特例で任用する。」という文言を加えた。これにより校長、副校長、教頭については選考により特例任用を行うものとする。

令和4年度までの再任用制度が令和5年度から暫定再任用制度となり、令和6年4月1日か

ら定年前再任用短時間勤務制が適用されることから、6の「再任用職員について」を「再任用について」に変更した。また、6「再任用について」の(1)は、定年延長に伴い「職員の再任用に関する条例」が廃止されたことから、「職員の定年等に関する条例」に変更した。

今後、この人事異動方針に基づき、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校別に人事異動実施細目を定め、適正な人事配置に努めていく。

**【富塚教育長】**

学校現場からは、校長の任期について、期間をもう少し長くしてもらいたいとの要望が寄せられている。安定した学校運営、校長の教育方針を実現するために、配慮をお願いしたい。

**【貞廣委員】**

校長は1校5年くらいの任期がないと、学校改善は難しいと感じる。複数校を経験できるように、若手教職員を登用して、一校当たり5年程度の任期が可能な校長の登用を計画的に進めていただきたい。

**【教育振興部副参事】**

御意見を承り、適材適所の配置に努めていく。

**【井出教育長職務代理者】**

第34号議案について、可決したいがよろしいか。

**【教育長・委員】**

よい。

**【井出教育長職務代理者】**

第34号議案は、原案どおり可決する。

**第7号報告 教育委員会所管に係る令和5年度9月補正予算案について**

**【財務課長】**

本件は、令和5年度9月補正予算案を知事が議会に提出するにあたり、予算案のうち教育委員会所管に係る歳入歳出予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和5年8月28日付けで本委員会に意見が求められたが、教育委員会会議で御審議いただく時間がなかったことから、千葉県教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、9ページのとおり、8月29日に知事に対して、本委員会として異議ない旨、回答しましたことを御報告するものである。

教育委員会所管に係る補正予算額は、一般会計で、4億8,898万8千円の減額であり、補正前の額と合わせると予算額は、3,498億8,353万2千円となっている。なお、性質別内訳、項別内訳、財源内訳については、資料に記載のとおりとなっている。

次に補正予算に係る内容について、4主な事業(1)「教職員人件費(給料等)」は、6月現在の人員構成で給料などの所要額を精査し、966万9千円を増額する。(2)「県立学校トイレ改修事業」は、県立船橋東高等学校の普通教室棟トイレの改修について、入札不調により年度内の事業完了が困難となったことから、今年度の予算1億1,230万円を減額するとともに、9月議会後に再度入札を行い、来年度早々に着工するための債務負担行為を設定する。併せて、令和6年度の上半期に実施するために債務負担行為を設定していた既存の5校分のトイレ改修について、原材料費の高騰の影響などを踏まえ、増額する。その結果、債務負担行為を2億4,400万円補正するものである。(3)「新県立図書館等複合施設整備事業」は、実施設計業務委託について、基本設計業務において閲覧席などの検討に時間を要したため、年度内の事業完了が困難となったことから、今年度の予算5億8千万円を減額するとともに、今年

度から来年度にかけて実施するための債務負担行為を設定するものである。(4)「千葉県公立高等学校入学者選抜改善事業」は、新規事業で8,700万円である。令和5年度入学者選抜において採点誤りが発生したことから、マークシート及びデジタル採点システムの導入等により、再発防止に取り組む。また、今年度を実施する入学者選抜から特設サイトで合格発表を行う。(5)「不登校児童生徒の教育機会確保推進事業」も新規事業で2千万円である。不登校児童生徒の教育機会の確保に向け必要な施策を検討するため、不登校児童生徒やフリースクールの実態などを調査する。(6)「スクール・サポート・スタッフの配置」は、国庫補助金の内示増を踏まえて、教員の事務作業の一部を補助する職員を増員することから、1億6,580万円を増額する。

5債務負担行為の追加「県立学校照明器具LED化事業」は、葛南地区ほか40校の照明をリース方式により一括してLED化を進める。当該40校について、令和6年度中の照明器具の設置完了に向け、9月議会後に入札を行うため、7億2,100万円の債務負担行為を設定する。

#### 【富塚教育長】

高等学校入学者選抜改善事業について、予算が成立した暁には、この採点システムの導入について、早急に業者の決定を行い、入試事務に滞りが無いよう、各学校に対しては、十分な事前の説明や、研修等を行っていく。また、合格発表について、ここ数年、当日の予定時刻にHPに繋がらなかつたり、すぐにサイトが開かなかつたりする事態が起きている。合格発表のやり方を変えることによって、受験生や保護者、関係者へ速やかに正確な情報提供ができるよう努めて参りたい。

第7号報告は終了。

### 報告1 全国高等学校総合文化祭について(2023かごしま総文)

#### 【学習指導課長】

全国高等学校総合文化祭は文化部のインターハイとも呼ばれ、1977年の第1回千葉県大会から始まり、本年度の鹿児島大会で47都道府県が一巡した。

「2023かごしま総文」は、7月29日から8月4日まで、鹿児島県内各地を会場に部門別に開催された。初日の総合開会式では、秋篠宮殿下並びに悠仁様の御臨席のもと、「47の結晶桜島の気噴にのせ紬げ文化の1ページ」をテーマとして、式典、海外招へい校等との交歓会、開催地発表として高校生キャストによる劇の披露など、盛大に行われた。開催期間中、本県からは、私立高校を含めて、38校、277名の生徒が15部門に参加した。上位入賞者としては、日本音楽部門で県立成田国際高等学校が文化庁長官賞を受賞、書道部門で県立幕張総合高等学校の越川李美さんが読売新聞社賞・奨励賞を受賞し、その他の部門も合わせて全部で10の賞を受賞している。このような結果は、日頃、顧問の指導のもと生徒が熱心に取り組んだ成果である。今後も、県教育委員会では、県内の高等学校の文化部活動を支援していく。

報告1は終了。

### 報告2 令和5年度全国学力・学習状況調査分析結果について

#### 【学習指導課長】

4月18日に実施した全国学力・学習状況調査の結果を速報値として公表したところであるが、本日は、結果を県独自に分析し、概要を公表するものである。

別添資料1ページの「(1)『令和5年度全国学力・学習状況調査』実施状況の概要」について、今回は、教科に関する調査として、小学校6年生と中学校3年生に対し、国語、算数・

数学の調査に加えて、3年に1回程度実施されている中学校英語の調査が行われた。また、児童生徒及び学校を対象に、生活習慣や学習環境等についての質問紙調査が実施された。

今回の調査においては、小学校及び中学校において、各教科とも、全国平均と比較して同等の状況であった。また、記述式の問題は、改善傾向にあるものの正答率、無解答率とも全国平均には及ばず、継続の課題として捉えている。小学校国語では、「書くこと」の領域で記述式問題の1の2「図表やグラフなどを用いて、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫する」問題で、平均正答率が全国平均を2.7ポイント下回っている。中学校国語では、「読むこと」の領域で記述式問題の4の3「文章の構成や展開、表現の効果について、根拠を明確にして考えることができるか」をみる問題で、平均正答率が1.7ポイント以上全国平均を下回っており、また、無解答率も全国平均より1.2ポイント上回っている。また、4の1「歴史的仮名遣いを現代仮名遣いに直して読むことができるか」をみる問題では、全国平均を2.9ポイント下回っている。記述式問題については、国語だけでなく、小中学校の算数・数学においても、全国平均を下回っており、各教科共通した課題となっている。小学校算数では、1(4)「一の位が0の2位数について、乗法の計算をすることができるかどうかをみる」問題や2(1)「台形の意味や性質について理解しているかどうかをみる」問題など、知識・技能の観点に課題が見られる。続いて中学校数学では、データ活用領域の7(1)「四分位範囲の意味を理解しているかどうかをみる」問題の平均正答率が全国平均に比べて2.6ポイント下回った。また、6(3)「結論が成り立つための前提を、問題解決の過程や結果を振り返って考え、成り立つ事柄を見いだし、説明することができるかどうかをみる」問題において無解答率が高く、数学的な表現をする力に課題が見られる。中学校英語では、書くことの領域で記述式問題の8(2)「社会的な話題に関して読んだことについて、考えとその理由を書くことができるかどうかをみる」問題や9(2)「『相手の行動を促す』という言葉の働きを理解し、依頼する表現を正確に書くことができるかどうかをみる」について、無回答率が全国平均を上回っている。全体として、知識・技能の定着はおおむね良好だが、思考、判断、表現に関する問題に課題が見られる。知識・技能の問題であっても、記述や短答の問題になると正答率が下がる傾向がある。ただし、記述については、課題ではあるものの成果も見られる。記述式問題の平均正答率と無解答率について、全国平均には及んでいないものの、経年の推移を令和3、4、5年度と見ると改善傾向が見られる。県教育委員会では、記述力の改善に向け、令和3年2月に学力向上に関するリーフレットの表紙に、記述力の向上のため、授業改善のキーワードとして「自分の言葉で学習のまとめを書く」を記載し、強くアピールするなど、このキーワードを合言葉に授業改善を進めてきた。3年間の積み重ねが少しずつ出ていると考えている。また、中学校英語の平均正答率は、4年前の前回調査は全国平均と同じだったが、今回は全国平均を上回っている。令和3年度に「千葉県外国語教育推進計画」を策定し、授業の質の向上など3つの柱を掲げ、教員に英検準一級以上の英語力を身に付けるための研修や学校訪問時の指導の充実を図ってきた結果、各学校で生徒の英語を使った言語活動の時間が増えたことが要因であると考えている。

続いて、質問紙調査に関する結果の概要について、「探究的な学び」「ICTを活用した学習状況」「児童生徒の学習時間」「調査結果の活用」を取り上げて報告する。「探究の過程を意識した指導」については、肯定的な回答が増えており、小学校では、全国平均と同等になっているが、中学校は課題である。「ICT機器の授業での活用」については、まだ全国とかなりの差がある。学校外、家庭での学習時間については、千葉県は平日に1日あたり2時間以上学習する児童生徒の割合が全国平均を上回るものの、平日に全く学習しない、あるいは学習時間が30分よりも少ない児童生徒の割合も全国平均を上回っている。家庭などでの学習時間は、今年度も二極化の傾向が見られる。「全国学力・学習状況調査の結果の活用」については、全国平均にはまだ届いていないが、だいぶ改善されてきている。学習指導要領が目指す「主体的・対話的で深い学びの実現」に関しては、「学校質問紙」と「児童生徒質問紙」の両方で、それぞれ平均正答率とのクロス集計を行った。まず、上段の「学校質問紙」は、太線で囲まれたグラフを見てわかるように、「主体的・対話的で深い学び」に関する指導を取り入れている学

校ほど、平均正答率が高い傾向が見られる。また、本県の経年の推移を見ても、少しずつであるが、改善傾向にあることがわかる。また、下段の「児童生徒質問紙」は、「自分の言葉で学習のまとめを書く」活動を行っている児童生徒ほど、平均正答率が高くなっている。先ほどの「自分の言葉で学習のまとめを書く」のキーワードにもつながるもので、経年変化を見ても改善傾向が見られることから、児童生徒側から見ても、授業の改善が行われているといえる。続いて、「ICTの活用」に関するクロス集計を行った。上段は、「主体的・対話的深い学び」とのクロスで、授業で自分の考えがうまく伝わるような話し合い活動を行っている学校ほど、ICT機器の活用も進んでいる傾向が見られることがわかる。下段は、「英語の授業内容の理解度」とのクロス集計である。授業でのICT機器の活用頻度が高いほど、英語の授業内容の理解度が高い傾向が見られた。

続いて、「社会経済的背景」と「主体的・対話的で深い学び」と「各教科の平均正答率」について、今回初めて3重のクロス集計を行った。文部科学省の調査を参考に、「社会経済的背景」については、「家にある本の冊数」を代替指標として用いた。家にある本の冊数が少ない児童生徒ほど、平均正答率が低い傾向にあるが、そういう児童生徒であっても、受けた授業が、自分の考えを工夫して発表するような授業、いわゆる対話的な授業を受けた児童生徒は、受けていない児童生徒の平均正答率を上回っている。つまり、家庭の社会経済的な状況が低くても、学校で「主体的・対話的で深い学び」に取り組めば、家庭の状況を克服することもできる、ということである。続いて、「朝食を毎日食べる」と「課題解決に向け、自分で取り組む」と「各教科の平均正答率」を三重でクロス集計を行った結果である。「朝食をとる」や、「早寝」、「早起き」と「学力」は相関があることはよく知られているが、これらについても、学校で主体的な学びを行えば、家庭の状況を乗り越え、児童生徒の学力を保障することができるということである。学校は、児童生徒の学力について、家庭状況を全ての理由にせず、授業における学びの充実を図ることが大切だといえる。

最後に、「(4) 今後の対応」について、改善に向けた今後の対応として、以下の6つの取組を実施する。アとして、各学校が、県教育委員会が作成した分析ツールを用いるなどして、結果の分析や課題に向けた取組ができるようにする。教育事務所による学校訪問などを通して、学校の分析を踏まえた指導・助言を行う。イとして、今回の調査において特に成果の見られた学校の取組を、家庭や地域の特色も踏まえた上で調査し、その取組を好事例として様々な場面で周知し、全ての学校が実践できるよう働きかける。ウとして、千葉県の子育て支援課が作成している「学力向上通信」や「学力向上の手引き」等を作成し、授業改善に向けた取組を後押しする。今年度は、エやオとも関連するが、「主体的・対話的で深い学び」の授業改善やICTの効果的な活用アイデア例を作成することに力を入れていく予定である。エとして、「主体的・対話的で深い学び」の授業改善を一層推進していくために、県独自のモデルプログラムのさらなる活用推進に取り組む。その際、「自分の言葉で学習のまとめを書く」を授業改善のキーワードとして継続しつつ、「自分で取り組む」「広げ深める」過程にも重きをおいていく。オとして、各学校における研修の充実を図るため、総合教育センター作成の「校内研究モデルプラン」をさらに周知し、学力向上につながる校内研修の工夫を後押ししていく。また、ICT機器の活用についてもGIGAスクール通信や県HPで周知し、各学校で研修が充実するよう支援する。カとして、家庭学習の充実のため、県が作成した教材である「ちばっ子チャレンジ100」などのコンテンツの活用促進を図っていく。このコンテンツは、CBT化しており、端末を用いて、答え合わせまで個人で取り組むこともできる。

#### 【貞廣委員】

分析の方法や知見が年々洗練してきていることに感謝する。その上で、意見と質問をする。まず、二重クロスだと家庭の社会経済的背景と平均正答率が相関があることしかわからないが、三重クロスの分析結果は、先生方が授業づくりで頑張ってくださいと、大きな成果が出てくることを示している。先生方にとっても児童生徒にとっても元気が出る結果を明確に可視化している。是非、この結果を全県で共有してもらいたい。

資料12ページの「イ」について、成果の見られた学校、期待値以上の結果を出した学校を発見し、その取組を調査し、周知するというはとてもよい取組だと思う。一方で、期待値を下回っている学校があり、学校としてはとても努力をしているのに、成果が上がらない学校もあると思われる。これは、「人的リソースが足りない」、「生徒指導上の課題が複雑化している」、「教員の構成で若年層が多く、授業研究がお互いできない」など、その学校の努力だけでは、如何ともしがたいことが原因であることも考えられる。このことについては、学校の責任にするのではなく、むしろ教育行政側が何らかの支援をしていくべきだと考える。効果を上げていない学校も分析の対象として、教育行政がどのような支援ができるか、ということを考えてもらいたい。

資料7ページ「ICT機器の活用状況」と「調査結果の活用状況」がなかなかよくなる。学習指導課として、この2つが好転しない原因をどのように分析しているのか。特に結果を活用することはとても大事だと考える。学校単位で分析することこそ、つぶさに子供たちの実態が分かると考えている。

#### 【学習指導課長】

「ICT機器の活用状況」がなかなか上がっていかないことについては、ICT教育推進室とも確認をして分析し、お伝えする。

「調査結果の活用状況」については、教育事務所の訪問の際に、それぞれの学校に調査結果の分析をしてもらい、どのようなことに取り組みばよいかを考えてもらうことが大事だと考えて、ここ2年で重点的に行っている。全国平均に届かない原因については、十分な分析をしきれていないが、一方で、このような取組を反映して、肯定的回答はだいぶ上がってきている状況である。今後も、引き続き重点的に取り組んでいく。

#### 【貞廣委員】

丁寧な回答に感謝する。「調査結果の活用状況」については、分析してみてよかった、という成功体験が必要だと考える。「こういうところが大事だ」「分析をすることが先生方の指導力向上につながる」ということを指導主事の指導助言の際に、学校の先生方に気付いて頂けるような取組になるよう要望する。

#### 【学習指導課長】

承知した。

報告2は終了。

### 報告3 令和6年度使用県立高等学校教科用図書の採択について

#### 【学習指導課長】

令和6年度使用県立高等学校の教科用図書の採択について、千葉県教育委員会行政組織規則第12条第1項第7号の規定に基づき、教育長専決により処理したので、その内容を報告する。

はじめに、県立高等学校の教科用図書の採択のしくみについて、県立高等学校の教科用図書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び県立高等学校管理規則第15条により、文部科学大臣の検定を経た教科書、又は文部科学省が著作の名義を有する教科書について校長の選定に基づき、教育委員会が毎年度採択することとなっている。また、採択は、千葉県教育委員会行政組織規則第12条第1項第7号の規定に基づき、教育長の専決事項としている。教科書採択の事務手続きは、5月に行う各学校の教務主任を対象とした説明会である「高等学校教科書選定連絡協議会」から始まる。協議会では、採択事務や公正確保の徹底について指導した。これを受け、各高等学校では、教科書選定原案を、校内の各教科会、教科書選定委員会、職員会議等で慎重審議し、策定された学校選定案を最終的に学校長が決裁する。その後、県立高等学校教科書の選定及び需要数の報告書を作成し、県教育委員会に提出

する。事務局では、各学校から報告された書類をもとに、令和6年度使用教科書一覧表や教科書選定理由書などの記載内容について精査し、指導・助言を行ってきた。この結果、各学校において選定した教科書は、校内における十分な審議及び調査研究を経て公正に行われたこと、それぞれの学校の教育活動を効果的に行うために適切なものであることを確認し、教育長の専決により採択した。

続いて、文部科学省から通知された、教科書採択に係る特に留意すべき事項を域内の全ての県立高等学校に対して周知するとともに、県民から教科書採択にいかなる疑念の目も向けられることのないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すように指導してきた。具体的には、令和5年4月に「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」と「令和6年度使用県立高等学校等教科書の選定について（通知）」を发出し、教科書採択における公正を確保するとともに、本県の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準を各学校に示した。また、6月には、「令和6年度使用県立高等学校等教科書の選定及び需要数の報告について（通知）」を发出し、選定理由書及び需要数の提出とともに、各学校で教科書の選定案を決定するまでの経緯を時系列にまとめて報告するよう指導を行った。

続いて、報告資料6ページ、7ページは、今回採択した令和6年度使用県立高等学校教科用図書の需要数総括の資料と、県立高等学校の需要数を教科・科目別にまとめた一覧である。高等学校では、令和4年度から新しい学習指導要領が年次進行で実施されており、令和4年度以降の入学生については新学習指導要領対応の教科書から、定時制の4年次生については旧学習指導要領対応の教科書からの選定となっている。6ページの表の種目冒頭にある、第1部とは、新学習指導要領に基づく令和4年度以降の入学生が使用するもの、7ページにある第2部とは、旧学習指導要領に基づく定時制の4年次生が使用する教科書となる。なお、8ページから32ページは、各教科・科目の教科書発行者ごとの集計表となっている。以上、県立高等学校の教科用図書の採択手続きが終了したことを報告する。

報告3は終了。

#### 報告4 令和6年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について

##### 【特別支援教育課長】

令和6年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について、千葉県教育委員会行政組織規則第12条第1項第7号の規定に基づき、教育長専決により処理したので、その内容を報告する。

33ページは県立特別支援学校小学部・中学部の教科用図書の採択のしくみと関係法規について、34ページ中段からは、使用する教科書の種類を示している。特別支援学校では児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた特別な教育課程を編成できることから、文部科学大臣の検定を経た教科書、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書に基づく一般図書の3種類の中から、校長が教科用図書を選定する。35ページ、36ページは特別支援学校小学部の採択状況について、37ページ、38ページは、中学部の採択状況についてまとめたものである。39ページ以降は、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書に基づく一般図書についてまとめたものとなる。

43ページには、県立特別支援学校高等部の教科用図書の採択のしくみと関係法規について、44ページには採択・需要数の報告までの経緯等を示してある。特別支援学校高等部で使用する教科書には、県立特別支援学校管理規則第14条第2項に示されているとおり、文部科学大臣の検定を経たものと、文部科学省が著作の名義を有するものがある。また、第15条に示されているとおり、教科書の発行されていない教科又は科目について、教科書に準じて使用する準教科書がある。45ページは、令和6年度使用県立特別支援学校高等部の教科書の採択状況と需要数をまとめたものである。46ページ以降は、教科書ごとに需要数を集計したものである。

事務局では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号に基づき、各学校の校長が選定した小学部・中学部及び高等部の教科用図書が、児童生徒の実態に即しているか、

教育活動を効果的に行うために適切であるかなど、選定理由等の聞き取り調査を行った上で、適切であると判断し、教育長専決により採択した。以上、県立特別支援学校教科用図書の採択手続きが終了したことを報告する。

報告4は終了。

## 報告5 全国高等学校総合体育大会について（翔び立て若き翼北海道総体2023）

### 【保健体育課長】

令和5年度の「全国高等学校総合体育大会」は、7月22日から8月21日まで、北海道及び山形県、栃木県、和歌山県で開催された。本県から、30競技に73校657名の選手が出場した。団体1種目、個人14名が優勝し、体操男子団体優勝の市立船橋高校は、2年連続8度目の優勝を果たした。団体・個人を合わせて全体の成績は優勝15、準優勝17、3位から4位が22、5位から8位までの入賞が44で、合計の入賞数は98だった。昨年度に比べ優勝数は16から15に減少したが、準優勝が9から17と躍進し、合計入賞数は昨年度の96を上回る入賞数となった。なお、優勝を果たした生徒は、9月15日に知事へ優勝の報告を行った。

報告5は終了。

## 委員報告 1都9県教育委員会教育委員協議会について

### 【井出教育長職務代理者】

8月31日から9月1日に1都9県教育委員会教育委員協議会が千葉県を会場に開催された。本県が提案した「リカレント教育の推進」について、提案理由を説明した後、二つに分かれて分科会を行った。全体で各分科会の協議内容を共有した後、文部科学省総合教育政策局政策課企画官から「新たな教育振興基本計画」について行政説明が行われた。この内容について私が非常に大切なことだと感じたのは、この計画が立案され完成するまでの間に、現場の方々と対話をしながら、現場の方々の意見を吸い上げながら作成されたということである。教育振興基本計画の中では、様々な提案がされているが、「教育における不易と流行」という言葉を使い、これからの時代においても変わることのない教育における「不易」としての普遍的な使命を実現するためにも、社会や時代の「流行」を取り入れていく必要を説明されていた。非常に親しみを覚えた計画であった。

2日目は千葉県立房総のむらを視察した。風土記の丘資料館、そして房総のむらを大変暑い中だったが見学をさせていただいた。房総のむらの職員から博物館や房総のむらを作った人たちの当時の苦心や工夫等の話を聞いた後に施設を拝見したことで、より深く親しみを感じることができた。この2日間を通して、物事ができ上がってくる背景を知るということは非常に大事だと、そして、当たり前なことであるけれども、担当者の苦心や思いに対して、謙虚に耳を傾けることが必要だということを感じた研修会であった。

### 【貞廣委員】

私からは分科会の議論について報告する。私が参加をした第2分科会の構成員は、神奈川県、茨城県、群馬県、長野県そして、千葉県からは岡本委員と私の6名であった。参加した第2分科会を中心に報告する。分科会の冒頭では、いくつかの県から、リカレント教育といっても伝統的に教育委員会が所管をしている生涯学習・社会教育、内容的には趣味・教養・自己啓発といったものと、昨今、「リスキリング」などといわれる仕事やキャリアアップのための学びの二つに区分される中で、教育委員会が所管するのは前者だけなのではないかというような疑問を提示されたりもした。

その上で、一生涯にわたる人々の豊かな学びを保障していくという観点から、教養だからよいとか、仕事に直結するものだから学びではないとかそういうことではなく、リカレント教育とは、例えばリスキリングの学びをきっかけにして趣味・教養的な学びに広がって行く展開があったり、また、逆に趣味・教養的な学びから、新しいキャリアを求めてリスキリング的な学びに展開があってもよいのではないかという話になっていった。そういうことが、これから一生涯の学びの保障ということには必要ではないかという結論に至った。

一方で、そうした学びの展開というのは、教育委員会という部局と、労働市場などを担当している首長部局との協働的な支援が必要であり、これからいかにそういうシステムを作り、学びを保障していくかが重要ということも共有された。

最後に座長からは、各都県の好事例や知恵をお互いに相互参照、政策学習を行い、1都9県のリカレント教育がより充実されるような未来を志向したいというご意見があった。

#### 【永沢委員】

令和5年4月29日に風土記の丘資料館がリニューアルオープンした千葉県立房総のむらに1都9県教育委員会委員を御案内した。

「房総のむら」は、昭和51年に開設した「房総風土記の丘」と、昭和61年に開設した「房総のむら」が平成16年に統合した県立の体験博物館である。龍角寺古墳群・岩屋古墳、旧学習院初等科正堂、旧御子神家住宅など、国の史跡や重要文化財が保存されている。

「房総のむら」では、匠の技体験と称して、藍染めや浮世絵のすりや竹細工などの体験を職人や伝統工芸士を招いて行っている。技術の伝承者の高齢化に伴い、その技術が途絶えないようにスタッフが技術を学んでいる。そのほかに米作りや野菜の収穫体験、茶道などの日本文化に触れる体験もできる施設である。祭りなどの伝統行事の再現、大道芸や演武などの郷土芸能の再現、神楽や獅子舞など県内の無形民俗文化財の展示も行っている。

「風土記の丘資料館」は、県立唯一の考古学をテーマにした資料館である。資料館周辺には大小115基の古墳が造られており、近くの寺院の名前にちなんで龍角寺古墳群と呼ばれている。龍角寺古墳群は、全国でも有数の古墳時代後期・終末期（6世紀～7世紀）の古墳群として国の史跡に指定されている。資料館では、龍角寺古墳群と県内各地で発掘された旧石器時代から平安時代の出土品を展示して房総の歴史を紹介している。

当日は、風土記の丘資料館リニューアルオープン時に県で作成した「房総のむら」の紹介動画を拝見した後に、職員から開設以降の苦労話を交えた「房総のむら」の歴史や今、「房総のむら」が力を入れていることについて伺い、学芸員から風土記の丘資料館の展示品を解説してもらい、旧学習院初等科正堂と古い町並みを参考に再現した商家の街並みを見学させていただいた。とても暑い日であったが、それを上回る熱い話を伺い、学びの多い、感慨深い視察となった。房総のむらの関係者の方々、今回の視察を企画した教育委員会の方々にお礼を申し上げて、視察の報告とさせていただきます。

<傍聴・報道 退出>

**第35号議案 学校職員の懲戒処分について**

**第36号議案 学校職員の懲戒処分について**

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

**第37号議案 学校職員の懲戒処分について**

**第38号議案 学校職員の懲戒処分について**

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

**第 39 号議案 学校職員の懲戒処分について**

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

**第 40 号議案 学校職員の懲戒処分について**

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

**第 41 号議案 学校職員の懲戒処分について**

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

**第 42 号議案 学校職員の懲戒処分について**

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

10 教育長閉会宣告

令和5年10月18日 署名人